

所掌事項

宮古市身体障害者福祉センター条例第12条の規定により、センターの適正な管理及び運営について審議すること。

設置根拠

宮古市身体障害者福祉センター条例第 1 2 条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

9人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

保健福祉部福祉課

TEL : 0193-62-2111 内線 1225

FAX : 0193-62-7422

E-mail : fukusi@city.miyako.iwate.jp

備考